

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○大規模小売店舗に関する変更の届出（経営支援課）	1
○漁船損害等補償法による同意成立（漁業管理課）	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（ 〃 ）	1

告 示

高知県告示第810号

大規模小売店舗地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年10月21日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- 届出者の名称
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明
- 届出者の住所
東京都千代田区麹町五丁目1番地1
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ高知駅前店
高知市北本町二丁目1901番
- 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
芙蓉総合リース株式会社	代表取締役 辻田 泰	東京都千代田区 麹町五丁目1番

徳

地1

(変更後)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
芙蓉総合リース株式会社	代表取締役 織田 寛明	東京都千代田区 麹町五丁目1番 地1

(5) 変更年月日

令和4年4月1日

(6) 変更理由

設置者の代表者の変更のため

2 届出年月日

令和4年9月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容

高知県告示第811号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があつたと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和4年10月21日

高知県知事 濱田 省司

三崎加入区

高知県告示第812号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成30年10月高知県告示第827号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和4年10月18日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年10月21日

高知県知事 濱田 省司

三崎加入区